

第69期 定時株主総会 招集ご通知

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面またはインターネット（パソコン、スマートフォン等）による議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会当日のご来場はお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

開催 2021年6月22日（火曜日）
日時 午前10時（受付開始 午前9時）

開催 新宿区立新宿文化センター大ホール
場所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

※開催場所が昨年と異なります。ご用意できる席数に限りがございますので、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

第69期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	30
株主総会会場ご案内図	

お土産、コーヒー等の飲料提供、物販は、昨年に引き続き中止いたします。なお、株主様限定のオンラインチャリティセールを開催いたします。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

キーコーヒー株式会社
証券コード：2594

証券コード 2594
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都港区西新橋2丁目34番4号
キーコーヒー株式会社
代表取締役社長 柴 田 裕

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、本株主総会においては、適切な感染防止策を実施したうえで開催することにいたしました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会には極力事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

なお、議決権は書面またはインターネット（パソコン、スマートフォン等）によって事前にご行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁～5頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター大ホール

開催場所が昨年と異なります。

（ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。
感染防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少します。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。 ）

3. 目的事項 報告事項

1. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

- ◎ 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「会社の株式に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keycoffee.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

5. 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から株主総会当日のご来場はお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、感染防止のため、会場に設置するアルコール消毒液の使用及びマスクの持参、着用をお願い申し上げます。マスクを着用されていない方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で非接触体温検知機器による検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、また海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をご遠慮いただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府等の発表内容により上記対応を変更する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keycoffee.co.jp/>) に掲載しますので、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

6. 当社の対応

- ・当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・会場内は座席の間隔を広げ、座席数を大幅に制限いたします。満席となりました場合は、議場への入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府等の発表内容により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keycoffee.co.jp/>) に掲載しますので、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。(午前9時受付開始)

株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keycoffee.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2021年6月21日（月曜日）午後5時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2021年6月21日（月曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2021年6月22日（火曜日）午前10時

### ❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権  
行使期限

2021年6月21日（月曜日）  
午後5時まで

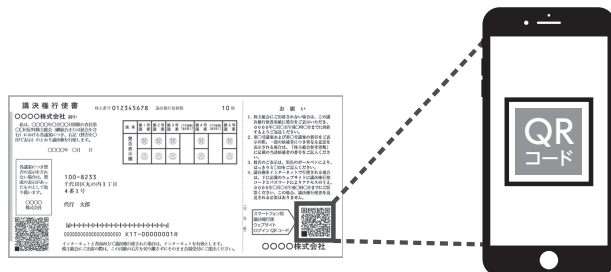
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

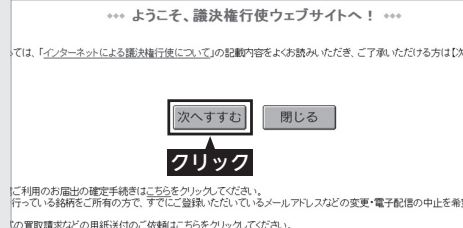
議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

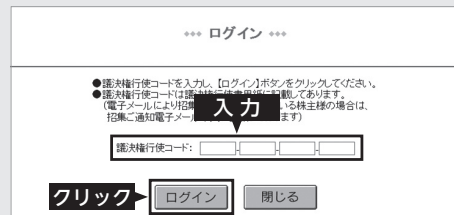
## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



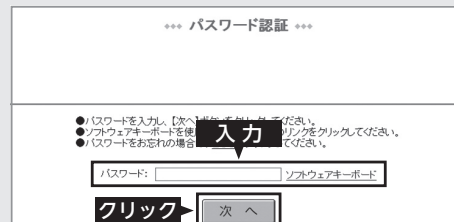
「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (添付書類)

### 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動が大きく制限され、企業収益や個人消費などが低迷し景気は著しく悪化しました。秋口には政府による各種経済対策などにより持ち直しの動きがみられましたが、感染症の再拡大により、1月には11都府県にて緊急事態宣言が再発出されるなど、感染症収束時期の見通しは立っておらず、先行きは不透明な状況が続いております。

コーヒー業界は、家庭用市場の消費量が巣ごもり需要の高まりによって伸長する一方、業務用市場の消費量は、感染症拡大防止対策にかかわる様々な自粛要請やインバウンド需要の消滅などにより外食需要が落ち込み、大きく減少しました。

また、業績に大きな影響を及ぼすコーヒー生豆相場は、11月中旬以降、中米を襲ったハリケーンの影響や、天候不順によるブラジルの生産量の減少懸念、世界的なコンテナの不足による輸送上の懸念などにより上昇基調となり、年度を通じては前年に対し約10%高い水準の推移となりました。

このような状況の下、当社グループは「コーヒーを究めよう、お客様を見つめよう、そして心にゆたかさをもたらすコーヒー文化を築いていこう。」という企業理念を果たすため、長年にわたり培われた「品質第一主義」のもと、新たな需要の創出や生活者のニーズにお応えする魅力ある商品開発、お取引先の業績に寄与する企画提案型の営業活動を推進してまいりました。

業績におきましては主力のコーヒー関連事業の業務用市場において、外食需要の減退によって売上高が前年に比べ大きく減少した結果、営業利益は大幅な損失となりました。

当社はこのような状況に鑑み、業務用市場における営業利益の確保に向けた事業展開を踏まえ、現在の営業網を維持しながら合理的かつ効率的な組織体制の再構築を図るべく、営業拠点の再配置や希望退職者の募集による人員構成の見直しなどの事業構造改革を推進しました。



当社グループの当連結会計年度の売上高は、526億2百万円(前連結会計年度比16.1%減)、営業損失は24億70百万円(前連結会計年度は5億31百万円の営業利益)、経常損失は31億59百万円(前連結会計年度は7億34百万円の経常利益)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は、40億84百万円(前連結会計年度は7億25百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

<連結経営成績>

(単位:百万円)

|                                     | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前年増減    | 前年増減率  |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 売上高                                 | 62,664  | 52,602  | △10,062 | △16.1% |
| 営業利益又は営業損失(△)                       | 531     | △2,470  | △3,001  | —      |
| 経常利益又は経常損失(△)                       | 734     | △3,159  | △3,893  | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 725     | △4,084  | △4,809  | —      |

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 事業区分     | 売上高     |         |        | 営業利益又は営業損失(△) |        |        |
|----------|---------|---------|--------|---------------|--------|--------|
|          | 当連結会計年度 | 前年増減    | 前年増減率  | 当連結会計年度       | 前年増減   | 前年増減率  |
| コーヒー関連事業 | 45,775  | △8,403  | △15.5% | △834          | △1,839 | —      |
| 飲食関連事業   | 3,363   | △1,592  | △32.1% | △863          | △692   | —      |
| その他      | 3,463   | △66     | △1.9%  | 30            | △250   | △89.1% |
| 調整額      | —       | —       | —      | △803          | △218   | —      |
| 合計       | 52,602  | △10,062 | △16.1% | △2,470        | △3,001 | —      |

(注) 調整額は主に、セグメント間取引消去、棚卸資産の調整額、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。



### （コーヒー関連事業）

業務用市場では、飲食業や宿泊業を中心としたお取引先へのコーヒー及び業務用食材の販売量が減少し、大幅な減収、減益となりました。緊急事態宣言の解除後は回復の兆しがみられたものの、在宅勤務の普及により人の動きが停滞し、特に大都市圏での回復の遅れが顕著となっていたところ、1月には緊急事態宣言の再発出もあり厳しい状況が続きました。

このような状況の下、損失を最小限に留めるべく、人件費の抑制や商品在庫の適正化、配送の効率化、事業所賃料の引き下げなど、コスト全般の削減に取り組みました。

また、カフェ開業支援の施策として、さまざまな立地環境に出店可能なパッケージカフェ「KEY'S CAFÉ」は8店新規出店となりましたが、10店の既存店舗の閉店があり導入店舗数は73店舗となりました。

家庭用市場では、内食需要の高まりにより、自社商品の大容量のレギュラーコーヒー「グランドテイスト」、簡易抽出の「ドリップ オン」などや、独占販売契約を結ぶ「リプトン」ブランドの紅茶商品などの売上が好調に推移しました。また、自宅で過ごす時間が増えたことで、豆から挽いて楽しみたいという需要が高まり、豆商品の売上が大きく伸長するなど新たな動きがありました。

春夏商品では創業100周年を記念したレギュラーコーヒー「SINCE」シリーズの第二弾として、「SINCE2020 BLEND No.200」などを発売しました。秋冬商品では「プレミアムステージ」、「ドリップ オン」シリーズのパッケージデザインをリニューアルするとともに、粉商品として「グランドテイスト季節限定ブレンド」や「有機栽培ブレンドコーヒー」などを発売しました。

また、E C市場の拡大を踏まえ、通販限定の粉商品として「プレミアムステージ スペシャルブレンド30 g」、「トラジャブレンド100 g」、スティック型レギュラーコーヒー「トアルコ トラジャ12 g」、新型簡易抽出コーヒー「Jet Brew」などを発売しました。

ギフト商品では、ドリップ オンやレギュラーコーヒーをはじめ、中元期には「氷温熟成珈琲アイスコーヒー」や「天然水プリズマ飲料」など人気の飲料ギフトを中心に全31アイテム、歳暮期には「有機栽培 アロマフラッシュ缶とドリップ オン」の詰め合わせや「インスタントミックス バラエティ」など多様な飲用シーンに応える全20アイテムをラインアップしました。

原料用市場では外出制限の長期化や在宅勤務の普及などの影響により、お取引先への販売数量が大きく減少し前年に比べ大幅な減収となりました。

営業利益は、業務用市場における大幅な売上減少に加え、ルートセールスを中心に商品配送を含めたきめ細かい提案やサービスを提供する営業体制で全国に拠点展開していることから、人件費や固定費などの重いコストが販売利益を上回る結果となり、大幅な損失となりました。

この結果、当連結会計年度におけるコーヒー関連事業の売上高は457億75百万円（前連結会計年度比15.5%減）、営業損失は8億34百万円（前連結会計年度は10億5百万円の営業利益）となりました。

#### （飲食関連事業）

株式会社イタリアントマトでは、緊急事態宣言下において店舗休業や営業時間の短縮を余儀なくされる事態となり、業績は大きく悪化しました。その後は政府の各種施策などもあり、回復の兆しがみられたものの、1月の緊急事態宣言の再発出により来店客数が再度減少に転じる厳しい流れとなりました。

このような状況の下、店舗運営におきましてはお客様と従業員の安全・安心を最優先として徹底した感染症防止策を講じながら、ドリンクやフードの季節限定メニューの投入頻度を高めて集客力向上に努めました。また、テイクアウト需要の高まりに対しては、パスタメニューのテイクアウトを開始するとともに、ケーキをはじめ、焼き菓子詰合せセットや年始の福袋の商品化など、物品販売の強化にも注力しました。

管理面におきましては、売上状況の変化に応じた人件費、原材料費等のコントロールをより厳しく推進するとともに、物流や購買の見直しによる業務効率化や店舗賃料の減額交渉など、コスト全般の削減に取り組みしました。

店舗展開におきましては、11月に主力の「イタリアン・トマト カフェジュニア」に代わる新ブランド店舗「カフェ イタリアン・トマト」をイオンタウンふじみ野（埼玉県）に新規出店し、今後、全国への展開を進めていきます。その他、直営店1店、F C店5店を新規に出店、F C店4店を直営化する一方、売上回復が見込めない不採算店を中心に整理を行い、店舗数は165店（直営店57店、F C店108店）となりました。

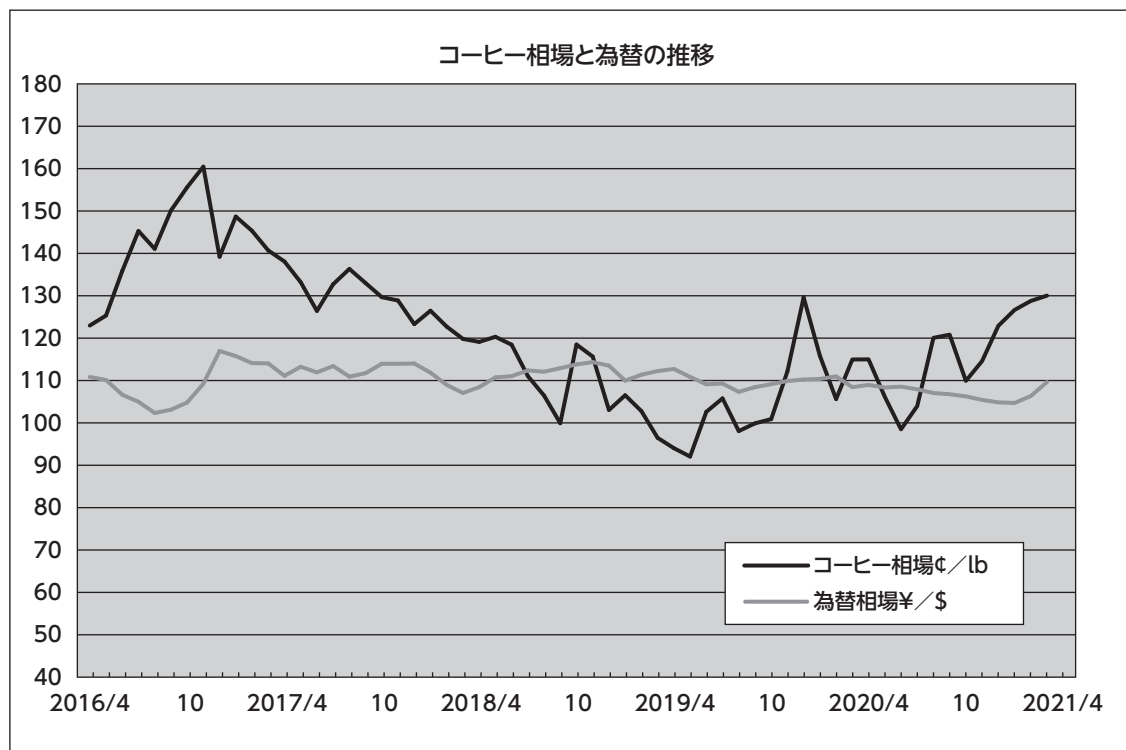
この結果、当連結会計年度における飲食関連事業の売上高は33億63百万円（前連結会計年度比32.1%減）、営業損失は8億63百万円（前連結会計年度は1億71百万円の営業損失）となりました。

(その他)

通販事業を営むhonu加藤珈琲店株式会社では、巣ごもり需要の高まりにより競争が激化する中、売れ筋商品の少量サイズの商品化、コーヒーをより楽しむためのお菓子の品揃え強化や様々な抽出器具の提案、時間限定のクーポンセール販促企画などが奏功し、リピート顧客からの受注増加と新規顧客の獲得により前年に比べ増収、増益となりました。

ニック食品株式会社は、主力の業務用市場向け商品の販売不振と製造受託飲料商品の大幅な減少による稼働率の低下により、人件費、固定費を中心とした販管費を賄うことが出来ず営業損失となりました。

この結果、その他事業の当連結会計年度における売上高は34億63百万円（前連結会計年度比1.9%減）、営業利益は30百万円（同89.1%減）となりました。



(コーヒー相場：ニューヨークコーヒー先物相場)

## (2) 設備投資等の状況

企業集団の設備投資の総額は6億39百万円であります。

## (3) 資金調達等の状況

新規の資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループを取巻く経営環境は大きく変化しております。コロナ禍におけるライフスタイルの変化、消費者ニーズの多様化、デジタルシフトの加速、働き方の多様化といった流れは、一過性のものにとどまらないと予測されます。

そうしたなか、当社グループは変革へのチャレンジを加速し、2世紀企業として飛躍するための基盤を確立すべく、事業構造改革に取り組んでまいります。

コスト構造におきましては、合理的かつ効率的な組織体制の再構築や物流拠点の見直しとともに、希望退職の募集による人員構成の見直しを実施いたしました。引き続き工場の生産合理化などにより、コスト低減に努めてまいります。

業務用市場におきましては、スリム化した人員、組織体制のもと、業務の合理化、効率化を進め、全国拠点網とお取引先へのサービス水準を維持いたします。また、市場環境の変化を新たなビジネスチャンスに繋げられるような商品・サービスの開発、提案を通じて、業務用市場のお客様を支えていく所存です。

家庭用市場におきましては、消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に応えられるような新商品の投入や、新たなカテゴリーの開発により当社プレゼンスを高めるべく、経営資源を投入してまいります。

また、顧客にダイレクトに商品を提供するD2Cビジネスや海外ビジネスにも注力し、業務用、家庭用、原料用に続く新たな事業の柱にすることを目指します。

飲食関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、厳しい経営環境が続いております。「with コロナ」に適應した店舗開発や、テイクアウト需要への対応、新たなメニュー開発とともに、店舗オペレーションの効率化や徹底したコスト削減を行い、業績回復に努める所存であります。

こうした事業戦略の遂行を支えるべく、基幹系システムや生産管理システムを刷新し、業務の効率化と高度化を推進いたします。また、多様な働き方を可能にする人事制度改革にも取り組み、当社の将来を担う人材の確保・育成に努めてまいります。

コロナ禍により、人と人との接触は大きく制限されております。このような状況下であるからこそ、コーヒーの力で「人の絆」や「思いやり・心配り」を深める“ハートウォーミングリレーション”を生み出すべく事業活動を行い、コーヒーに関して信頼度No.1の会社であること、コーヒーの可能性を追求し、その価値を提供できる会社であること、そして、お客様に最初に選ばれるコーヒー会社であることを実現すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、お客様、お取引先様、従業員の安全と健康を確保していくことを最優先とし、政府の方針に沿った感染症拡大の抑止にむけた会社方針を策定し、全従業員への周知を徹底しております。

当社グループは、お客様に商品やサービスを提供することにとどまらず、企業として社会的責任を最大限果たすことが当社グループの存在意義であると認識して事業活動を行ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 期 別<br>項 目                              | 第66期<br>(2018年3月期) | 第67期<br>(2019年3月期) | 第68期<br>(2020年3月期) | 第69期<br>(2021年3月期) |
|-----------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高                                   | 63,027             | 63,605             | 62,664             | 52,602             |
| 経常利益又は経常損失(△)                           | 474                | 642                | 734                | △3,159             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 319                | 234                | 725                | △4,084             |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)               | 14円42銭             | 10円95銭             | 33円90銭             | △190円80銭           |
| 純 資 産                                   | 33,819             | 33,670             | 33,838             | 29,926             |
| 総 資 産                                   | 46,595             | 48,215             | 48,266             | 43,794             |
| 1株当たり純資産額                               | 1,559円63銭          | 1,558円32銭          | 1,567円82銭          | 1,386円27銭          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 期 別<br>項 目                | 第66期<br>(2018年3月期) | 第67期<br>(2019年3月期) | 第68期<br>(2020年3月期) | 第69期<br>(2021年3月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高                     | 55,314             | 55,275             | 54,702             | 46,235             |
| 経常利益又は経常損失(△)             | 514                | 827                | 567                | △2,441             |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | 508                | 99                 | 574                | △3,307             |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | 22円95銭             | 4円65銭              | 26円85銭             | △154円50銭           |
| 純 資 産                     | 32,224             | 32,137             | 32,227             | 28,796             |
| 総 資 産                     | 42,265             | 43,575             | 43,698             | 40,858             |
| 1株当たり純資産額                 | 1,505円47銭          | 1,501円38銭          | 1,505円57銭          | 1,345円33銭          |

## (6) 重要な子会社及び関連会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金    | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容                                                            |
|-------------------------|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 イ タ リ ア ン ト マ ト | 100百万円   | 58.63%  | 飲食店事業及び洋菓子等の販売                                                           |
| 株 式 会 社 ア マ ン ド         | 100百万円   | 100.00% | 飲食店事業及び洋菓子等の販売                                                           |
| ニ ッ ク 食 品 株 式 会 社       | 100百万円   | 82.17%  | 飲料等の製造販売                                                                 |
| キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社    | 10百万円    | 100.00% | オフィスサービス事業及び通販事業                                                         |
| 株式会社キョーエイコーポレーション       | 26百万円    | 100.00% | 運送物流事業                                                                   |
| キ ー ア ソ シ エ イ ツ 株 式 会 社 | 20百万円    | 100.00% | 保険代理店事業                                                                  |
| ス ラ ウ ェ シ 興 産 株 式 会 社   | 100百万円   | 100.00% | インドネシア共和国のスラウェシ島において、コーヒー農園の経営とコーヒー集買事業を行う現地法人P.T.TOARCO JAYAに対する日本側投資会社 |
| honu 加 藤 珈 琲 店 株 式 会 社  | 100百万円   | 100.00% | レギュラーコーヒーの製造販売、通販事業及び飲食店の経営                                              |
| 台 湾 キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 29百万NT\$ | 75.79%  | 中華民国におけるレギュラーコーヒーの仕入販売及び飲料・食品の仕入販売                                       |

### ② 重要な関連会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金  | 議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容                       |
|-------------------------|--------|----------|-------------------------------------|
| 沖 縄 キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 12百万円  | 34.50%   | 沖縄県におけるレギュラーコーヒーの製造仕入販売及び飲料・食品の仕入販売 |
| 株 式 会 社 銀 座 ル ノ ア ー ル   | 100百万円 | ※ 34.13% | 飲食店事業                               |

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

## (7) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

当社グループの資金調達において資金調達に占める借入金の割合が大きいものではありません。



## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                           |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 新 川 雄 司 | ニック食品株式会社 代表取締役社長                                                                      |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 柴 田 裕   |                                                                                        |
| 取締役副社長執行役員    | 川 股 一 雄 | 商品統括<br>S C M本部兼マーケティング本部兼イリー事業部管掌<br>キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長<br>台湾キーコーヒー株式会社 董事長 |
| 取締役専務執行役員     | 小 澤 信 宏 | 営業統括<br>特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部兼<br>ストラテジーソリューション事業部管掌<br>株式会社イタリアントマト 代表取締役社長              |
| 取締役常務執行役員     | 安 藤 昌 也 | 経営企画部長<br>コンプライアンス担当<br>管理本部管掌                                                         |
| 取締役（監査等委員）    | 清 水 信 行 |                                                                                        |
| 取締役（監査等委員）    | 梶 山 智   | D. グラント・コンサルティング株式会社 代表取締役パートナー                                                        |
| 取締役（監査等委員）    | 中 川 幸 三 | 公認会計士、税理士、株式会社プロネクサス 監査役                                                               |
| 取締役（監査等委員）    | 柴 本 淑 子 | 有限会社バイタル・ネットワーク 代表取締役<br>東洋大学理工学部 非常勤講師 日本語リテラシー担当                                     |

- (注) 1. 取締役のうち梶山 智、中川幸三、柴本淑子の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役の清水信行氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）の中川幸三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち梶山 智、中川幸三、柴本淑子の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役兼務の者を除く2021年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況              |
|---------|---------|---------------------------|
| 執 行 役 員 | 吉 橋 宏 幸 | 管理本部長                     |
| 執 行 役 員 | 茂 田 優   | マーケティング本部長兼市場戦略部長兼イリー事業部長 |
| 執 行 役 員 | 中 野 正 崇 | S C M本部長                  |
| 執 行 役 員 | 松 澤 真 一 | 事業本部長                     |
| 執 行 役 員 | 星 野 不二男 | 流通営業本部長兼流通戦略部長            |
| 執 行 役 員 | 酒 井 正 一 | 広域営業本部長兼販売推進部長            |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2021年3月31日現在、当社及び国内連結子会社の取締役、監査役及び執行役員、並びに海外子会社役員として当社から出向している等の重要な使用人を被保険者として、役員等賠償責任保険に加入しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。

また、次回更新時には、会社法第430条の3第1項に規定する同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額    |                          | 対象となる<br>役員の員数 |
|----------------------------|-----------------|---------------|--------------------------|----------------|
|                            |                 | 基本報酬<br>(百万円) | 非金銭報酬等<br>株式報酬等<br>(百万円) |                |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員 を 除 く) | 120             | 117           | 3                        | 5名             |
| 取 締 役 (監査等委員)              | 34              | 30            | 4                        | 4名             |
| (う ち 社 外 取 締 役)            | (17)            | (15)          | (2)                      | (3名)           |
| 合 計                        | 155             | 147           | 7                        | 9名             |

- (注) 1. 当社は2018年6月19日開催の第66期定時株主総会において、取締役及び執行役員を対象に株式報酬制度の導入を決議しております。
2. 株式報酬等のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は業績連動部分です。当該業績連動報酬等については、当社が経営戦略において重視する経営指標である売上高、営業利益、経常利益、当期純利益及び自己資本利益率を業績指標として用いております。なお、当事業年度を含む業績指標の推移は1. (1) 事業の経過及びその成果、1. (5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

3. 2015年6月24日に開催された第63期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は年額175百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等は年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

また、上記とは別枠で、2018年6月19日開催の第66期定時株主総会において、役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与し、退任時に当該累計ポイント数に基づき株式及び金銭を支給することとし、付与するポイントを取締役（監査等委員である取締役を除く。）については合計年31千ポイント以内、監査等委員である取締役については合計年3千ポイント以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

#### **(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項及び決定方法**

当社は社外取締役3名を含む取締役会における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の原案の協議を経て、2021年2月22日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり決定しました。

また、当社では、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長は、取締役の個人別の基本報酬を決定するに際して、監査等委員会の意見を聞き、当該意見を尊重して決定しています。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### **<基本方針>**

当社が将来に亘って持続的に成長していくために必要な優秀な取締役人材の確保に資するものであるとともに、取締役の職務の執行を監督する機能を十分発揮することを取締役の報酬決定の基本方針とします。今後経営環境等の変化等により、報酬額を変更する必要性が生じた場合は取締役会で審議し、決定します。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

## <構成>

・2015年6月24日開催の第63期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名以内、その報酬の限度額は年額175百万円以内、取締役の使用人分給与の支給はなく、役員退職慰労金制度は、2005年6月21日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に金銭として支払うことを決議しております。役員退職慰労金廃止時に、長期成長のための経営を積極的に行うためにも短期志向への偏重とならぬよう年次賞与制度も廃止しております。

・報酬水準及び構成比は、業績及び株主価値への連動を重視し、グループ全体への経営責任及び影響度がより大きい上級役員ほど、担っている職責に応じて適切に設定し、また、国内の同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定しております。個人別の「基本報酬」の決定については、この設定に対する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの評価を取締役会において代表取締役社長柴田裕に一任することを決定しております。かかる権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長は、取締役の指名について毎年4月に監査等委員会の意見を聞き、株主総会で選任された後の任期に係る取締役の個人別の「基本報酬」を決定し、毎年7月以降に年俸分を月次で分割して支払います。業績連動部分である「株式報酬」は事業年度ごとに一定の時期に「役員株式給付規程」に基づき、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益及び自己資本利益率を業績指標とし、役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与し、退任時に当該累計ポイント数に基づき株式及び金銭を支給する制度であり、2018年6月19日開催の第66期定時株主総会において、付与するポイントは、年31千ポイント以内と決議されております。業績連動報酬が、原則ゼロ～約30%の範囲で変動するものとしております。

当社が将来に亘って持続的に成長していくために必要な優秀な取締役人材の確保に資するものであるとともに、取締役の職務の執行を監督する機能を十分発揮することを取締役の報酬決定の基本方針とします。今後経営環境等の変化等により、報酬額を変更する必要性が生じた場合は取締役会で審議し、決定します。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

## <「株式報酬」の額の決定に関する方針の内容及び決定方法>

取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬の算定方法

個人別の「株式報酬」の決定については、「役員株式給付規程」に基づき、定められた条件に従い、事業年度ごとに役位、業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時の当該累計ポイント数に基づき株式及び金銭を支給する旨を取締役会で決定しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 氏 名                        | 重要な兼職の状況               | 兼職先                                              |
|----------------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
| 梶 山 智<br>(社外取締役 (監査等委員))   | 代表取締役パートナー             | D. グラント・コンサルティング株式会社                             |
| 中 川 幸 三<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 監 査 役                  | 株 式 会 社 プ ロ ネ ク サ ス                              |
| 柴 本 淑 子<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 代 表 取 締 役<br>非 常 勤 講 師 | 有 限 会 社 バ イ タ ル ・ ネ ッ ト ワ ー ク<br>東 洋 大 学 理 工 学 部 |

(注) 社外取締役 (監査等委員) 梶山 智、中川幸三、柴本淑子の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係等はありません。

### ② 主な活動状況

| 氏 名                        | 主 な 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 梶 山 智<br>(社外取締役 (監査等委員))   | <p>企業経営者及び経営コンサルティングの専門家として、豊富な経験と幅広い知見に基づき、社外取締役監査等委員の役割を積極的に果たしていただいております。</p> <p>当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回、14回の監査等委員会のうち13回出席し、主に経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点からの発言を積極的に行うことにより、経営の監督に努めていただいております。</p>        |
| 中 川 幸 三<br>(社外取締役 (監査等委員)) | <p>公認会計士として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役監査等委員の役割を積極的に果たしていただいております。</p> <p>当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回、14回の監査等委員会のうち12回に出席し、主に財務や税務面での専門的な指摘や適切な助言などを積極的に行うことにより、経営の監督に努めていただいております。</p>                           |
| 柴 本 淑 子<br>(社外取締役 (監査等委員)) | <p>育児からシニア向けまで広い年齢層の雑誌の編集長を歴任し、学識経験者としての高い見識と生活者目線による幅広い経験に基づき、社外取締役監査等委員の役割を積極的に果たしていただいております。</p> <p>当事業年度に開催した15回の取締役会の全て、14回の監査等委員会の全てに出席し、主に、業務執行全般に関する指摘や適切な助言などを積極的に行うことにより、経営の監督に努めていただいております。</p> |

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>26,508</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>11,512</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,756         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金        | 6,611         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 11,075        | 短 期 借 入 金                | 149           |
| 商 品 及 び 製 品            | 2,363         | 未 払 金                    | 2,891         |
| 仕 掛 品                  | 160           | 未 払 法 人 税 等              | 280           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 6,219         | 賞 与 引 当 金                | 300           |
| そ の 他                  | 1,003         | そ の 他 の 引 当 金            | 4             |
| 貸 倒 引 当 金              | △71           | そ の 他                    | 1,275         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,286</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>2,354</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,995</b> | 長 期 借 入 金                | 38            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 4,226         | 繰 延 税 金 負 債              | 142           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 1,468         | 再評価に係る繰延税金負債             | 478           |
| 土 地                    | 6,596         | 株 式 給 付 引 当 金            | 45            |
| そ の 他                  | 703           | そ の 他 の 引 当 金            | 3             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>283</b>    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 700           |
| の れ ん                  | 125           | 資 産 除 去 債 務              | 445           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 128           | そ の 他                    | 501           |
| そ の 他                  | 28            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>13,867</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,007</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,692         | 株 主 資 本                  | 32,045        |
| 長 期 貸 付 金              | 48            | 資 本 金                    | 4,628         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 165           | 資 本 剰 余 金                | 5,104         |
| 差 入 保 証 金              | 889           | 利 益 剰 余 金                | 24,868        |
| そ の 他                  | 407           | 自 己 株 式                  | △2,556        |
| 貸 倒 引 当 金              | △196          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    | △2,372        |
|                        |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 389           |
|                        |               | 土 地 再 評 価 差 額 金          | △2,736        |
|                        |               | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | △23           |
|                        |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | △1            |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>253</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>43,794</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>29,926</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>43,794</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額 |        |
|--------------------|-----|--------|
| 売上高                |     | 52,602 |
| 売上原価               |     | 39,699 |
| 販売費及び一般管理費         |     | 12,903 |
| 営業損益 (△)           |     | 15,373 |
| 営業外収益              |     | △2,470 |
| 受取利息               | 2   |        |
| 受取配当金              | 21  |        |
| 不動産賃貸料             | 51  |        |
| 助成金収入              | 54  |        |
| 貸倒引当金戻入額           | 2   |        |
| その他                | 79  | 211    |
| 営業外費用              |     |        |
| 支払利息               | 9   |        |
| 持分法による投資損失         | 835 |        |
| 不動産賃貸費用            | 8   |        |
| 賃貸借契約解約損           | 9   |        |
| 貸倒引当金繰入額           | 17  |        |
| その他                | 20  | 900    |
| 経常損失 (△)           |     | △3,159 |
| 特別利益               |     |        |
| 投資有価証券売却益          | 88  | 88     |
| 特別損失               |     |        |
| 減損損失               | 197 |        |
| 投資有価証券評価損          | 33  |        |
| 構造改革費用             | 593 | 824    |
| 税金等調整前当期純損失 (△)    |     | △3,895 |
| 法人税、住民税及び事業税       | 162 |        |
| 法人税等調整額            | 51  | 213    |
| 当期純損失 (△)          |     | △4,109 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |     | △25    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |     | △4,084 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        |                   |        | 負 債 の 部         |        |                   |        |
|-----------------|--------|-------------------|--------|-----------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目             | 金 額    | 科 目               | 金 額    | 科 目             | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
| 流 動 資 産         | 24,323 | 流 動 負 債           | 9,996  | 流 動 資 産         | 24,323 | 流 動 負 債           | 9,996  |
| 現金及び預金          | 4,460  | 買掛金               | 6,094  | 現金及び預金          | 4,460  | 買掛金               | 6,094  |
| 受取手形            | 38     | 一ス債               | 124    | 受取手形            | 38     | 一ス債               | 124    |
| 売掛金             | 10,606 | 未払消費税             | 2,580  | 売掛金             | 10,606 | 未払消費税             | 2,580  |
| 仕掛品及び製品         | 2,391  | 未払消費税             | 182    | 仕掛品及び製品         | 2,391  | 未払消費税             | 182    |
| 原材料及び貯蔵品        | 157    | 未払法人税等            | 477    | 原材料及び貯蔵品        | 157    | 未払法人税等            | 477    |
| 前払費用            | 5,999  | 未払引当金             | 226    | 前払費用            | 5,999  | 未払引当金             | 226    |
| 倒引当金            | 55     | 賞与除の              | 38     | 倒引当金            | 55     | 賞与除の              | 38     |
|                 | 144    |                   | 240    |                 | 144    |                   | 240    |
|                 | 486    |                   | 28     |                 | 486    |                   | 28     |
|                 | △16    |                   | 2      |                 | △16    |                   | 2      |
| 固 定 資 産         | 16,535 | 固 定 負 債           | 2,065  | 固 定 資 産         | 16,535 | 固 定 負 債           | 2,065  |
| 有形固定資産          | 11,053 | 関係会社長期借入金         | 580    | 有形固定資産          | 11,053 | 関係会社長期借入金         | 580    |
| 建物              | 3,518  | 一ス債               | 185    | 建物              | 3,518  | 一ス債               | 185    |
| 構築物             | 41     | 繰延税金負債            | 2      | 構築物             | 41     | 繰延税金負債            | 2      |
| 機械及び装置          | 1,048  | 再評価に係る繰延税金負債      | 478    | 機械及び装置          | 1,048  | 再評価に係る繰延税金負債      | 478    |
| 車両運搬具           | 12     | 退職給付引当金           | 518    | 車両運搬具           | 12     | 退職給付引当金           | 518    |
| 器具備品            | 323    | 株式除の              | 45     | 器具備品            | 323    | 株式除の              | 45     |
| 土地              | 5,830  |                   | 115    | 土地              | 5,830  |                   | 115    |
| 建物              | 242    |                   | 139    | 建物              | 242    |                   | 139    |
| 建設仮勘定           | 36     |                   |        | 建設仮勘定           | 36     |                   |        |
| 無 形 固 定 資 産     | 90     | 負 債 合 計           | 12,061 | 無 形 固 定 資 産     | 90     | 負 債 合 計           | 12,061 |
| ソフトウェア          | 90     | 純 資 産 の 部         |        | ソフトウェア          | 90     | 純 資 産 の 部         |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,390  | 株 主 資 本           | 31,149 | 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,390  | 株 主 資 本           | 31,149 |
| 投資有価証券          | 1,533  | 資本剰余金             | 4,628  | 投資有価証券          | 1,533  | 資本剰余金             | 4,628  |
| 関係会社株           | 2,955  | 資本剰余金             | 5,101  | 関係会社株           | 2,955  | 資本剰余金             | 5,101  |
| 長期貸付金           | 6      | 資本剰余金             | 5,049  | 長期貸付金           | 6      | 資本剰余金             | 5,049  |
| 関係会社長期債         | 35     | 資本剰余金             | 52     | 関係会社長期債         | 35     | 資本剰余金             | 52     |
| 長期前払費用          | 1,598  | 利益剰余金             | 23,975 | 長期前払費用          | 1,598  | 利益剰余金             | 23,975 |
| 差入保証金           | 20     | 利益剰余金             | 609    | 差入保証金           | 20     | 利益剰余金             | 609    |
| 会社員権            | 10     | その他利益剰余金          | 23,366 | 会社員権            | 10     | その他利益剰余金          | 23,366 |
| 引当金             | 305    | 圧縮記帳積立金           | 115    | 引当金             | 305    | 圧縮記帳積立金           | 115    |
| 倒引当金            | 206    | 別途利益剰余金           | 25,500 | 倒引当金            | 206    | 別途利益剰余金           | 25,500 |
| 関係会社貸倒引当金       | 1      | 繰越利益剰余金           | △2,249 | 関係会社貸倒引当金       | 1      | 繰越利益剰余金           | △2,249 |
|                 | △139   | 自 己 株 式           | △2,556 |                 | △139   | 自 己 株 式           | △2,556 |
|                 | △1,145 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | △2,352 |                 | △1,145 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | △2,352 |
|                 |        | その他有価証券評価差額金      | 384    |                 |        | その他有価証券評価差額金      | 384    |
|                 |        | 土地再評価差額金          | △2,736 |                 |        | 土地再評価差額金          | △2,736 |
| 資 産 合 計         | 40,858 | 純 資 産 合 計         | 28,796 | 資 産 合 計         | 40,858 | 純 資 産 合 計         | 28,796 |
|                 |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 40,858 |                 |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 40,858 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 46,235 |
| 売上原価         |       | 34,702 |
| 売上総利益        |       | 11,532 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 13,026 |
| 営業損失 (△)     |       | △1,494 |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 5     |        |
| 受取配当金        | 67    |        |
| 不動産賃貸料       | 45    |        |
| その他の         | 55    | 174    |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 2     |        |
| 不動産賃貸費用      | 13    |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 17    |        |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 1,085 |        |
| その他の         | 3     | 1,122  |
| 経常損失 (△)     |       | △2,441 |
| 特別利益         |       |        |
| 投資有価証券売却益    | 88    | 88     |
| 特別損失         |       |        |
| 投資有価証券評価損    | 33    |        |
| 関係会社株式評価損    | 97    |        |
| 構造改革費用       | 577   | 708    |
| 税引前当期純損失 (△) |       | △3,061 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 82    |        |
| 法人税等調整額      | 163   | 245    |
| 当期純損失 (△)    |       | △3,307 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 淳 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村上 淳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

キーコーヒー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 清水 信 行 ㊞

監査等委員 梶 山 智 ㊞

監査等委員 中 川 幸 三 ㊞

監査等委員 柴 本 淑 子 ㊞

(注) 監査等委員梶山智及び中川幸三、柴本淑子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。

#### 1. 期末配当に関する事項

上記の基本方針に基づき、今後の業績見通し等を検討し、先行き予断を許さない状況にありますが、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円、総額 108,398,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月23日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

今後の資本政策の機動性を確保するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 3,000,000,000円



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）柴田 裕氏、新川雄司氏、川股一雄氏、小澤信宏氏及び安藤昌也氏の5名全員の任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1          | 柴田 裕<br>(1964年1月12日生)<br>再任 | 1987年 3 月 当社入社<br>1997年 4 月 第一営業部長<br>1997年 6 月 取締役就任<br>1999年 4 月 広域営業本部副本部長<br>2000年10月 常務取締役就任<br>2000年10月 企画本部長<br>2001年 4 月 マーケティング本部長<br>2001年 6 月 専務取締役就任<br>2002年 1 月 代表取締役専務取締役就任<br>2002年 7 月 代表取締役社長就任（現任） | 472,860株<br>(3,960株)                   |

取締役の候補者とする理由

柴田 裕氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。2002年7月からは当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2          | かわ また かず お<br>川 股 一 雄<br>(1957年11月12日生)<br>再任 | 1983年 3 月 当社入社<br>2000年 4 月 第一営業部長<br>2003年 4 月 広域営業本部長<br>2003年 6 月 取締役就任<br>2005年 6 月 常務取締役就任<br>2006年 4 月 事業本部長<br>2008年 4 月 営業統括<br>2011年 4 月 経営企画本部長<br>2011年 6 月 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2013年 4 月 マーケティング本部長<br>2013年 6 月 取締役常務執行役員就任<br>2013年 6 月 調達グループ管掌<br>2015年 4 月 イリ－事業部管掌（現任）<br>2015年 6 月 取締役専務執行役員就任<br>2017年 6 月 台湾キーコーヒー株式会社<br>董事長就任（現任）<br>2019年 4 月 商品統括（現任）<br>S C M本部兼マーケティング本部管掌<br>（現任）<br>2019年 6 月 取締役副社長執行役員就任（現任） | 17,487株<br>(2,687株)                    |

取締役の候補者とする理由

川股一雄氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。2003年6月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3          | お ざわ のぶ ひろ<br>小 澤 信 宏<br>(1960年1月6日生)<br>再任 | 1982年 3 月 当社入社<br>2001年 4 月 第二営業部長<br>2003年 4 月 第一営業部長<br>2005年 7 月 広域営業本部長<br>2007年 6 月 取締役就任<br>2010年 4 月 広域営業本部管掌<br>2012年 4 月 特販営業本部長<br>2013年 4 月 取締役常務執行役員就任<br>2013年 4 月 営業統括（現任）<br>2013年 6 月 特販営業本部（現 広域営業本部）兼流通営業本部兼事業本部管掌（現任）<br>2017年 4 月 ストラテジーソリューション事業部管掌（現任）<br>2019年 5 月 株式会社イタリアントマト代表取締役社長就任（現任）<br>2019年 6 月 取締役専務執行役員就任（現任） | 13,027株<br>(2,327株)                    |

#### 取締役の候補者とする理由

小澤信宏氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、2007年6月からは当社の取締役として、また、2013年4月からは営業統括として当社の営業全般を統括、推進するなど積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 4          | あん どう まさ や<br>安 藤 昌 也<br>(1959年10月31日生)<br>再任 | 1984年 2 月 当社入社<br>2004年 4 月 経営企画室長<br>2009年 4 月 経営企画本部副本部長兼<br>R & Dグループリーダー<br>2012年 4 月 経営企画本部副本部長兼経営企画部長<br>2013年 4 月 執行役員就任、経営企画部長<br>2018年 6 月 取締役就任<br>2019年 6 月 取締役常務執行役員就任（現任）<br>管理本部管掌（現任）<br>2020年 4 月 コンプライアンス担当（現任）<br>2021年 4 月 経営企画部兼品質保証部管掌（現任） | 2,299株<br>(1,899株)                     |

取締役の候補者とする理由

安藤昌也氏は、経営企画部長としての長年の経験、広告宣伝、販売促進及び商品開発等の豊富な業務経験及び実績を有し、経営計画の策定及び遂行、内部統制並びに財務管理、リスク管理等の全般を統括しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 5          | なか の まさ たか<br>中 野 正 崇<br>(1973年2月8日生)<br><b>新任</b> | 1996年 4 月 当社入社<br>2012年12月 P.T.TOARCO JAYA副社長就任<br>2016年 4 月 マーケティング本部市場戦略部長<br>2017年 6 月 スラウェシ興産株式会社<br>代表取締役社長就任（現任）、<br>台湾キーコーヒー株式会社董事就任（現任）<br>2018年 4 月 マーケティング本部副本部長<br>2019年 4 月 執行役員マーケティング本部長就任<br>2021年 4 月 S C M本部長（現任） | 1,072株<br>(672株)                       |

#### 取締役の候補者とする理由

中野正崇氏は、海外での豊富な経営経験、強いリーダーシップによる事業の牽引、マーケティング部門を中心としたコーヒーの生産から消費まで豊富な業務経験及び実績を有しております。このような実績をふまえ、当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

#### (注1) 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

##### (1) 川股一雄氏との利害関係

同氏は、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しております。また、同氏は、台湾キーコーヒー株式会社の董事長を兼務しており、当社は、同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しており、当社は同社の債務保証をしております。

##### (2) 小澤信宏氏との利害関係

同氏は、株式会社イタリアントマトの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しており、当社は同社の債務保証をしております。また、当社は、同社に対して貸付を行っております。

##### (3) その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役清水信行氏、梶山 智氏、中川幸三氏及び柴本淑子氏の4名全員の任期が満了となりますので、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                         | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|-------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1     | しみず のぶ ゆき<br>清水 信 行<br>(1954年5月12日生)<br>再任 | 1978年3月 当社入社<br>2001年4月 財務部長<br>2009年4月 生産本部長<br>2011年4月 監査室長<br>2012年6月 監査役就任<br>2015年6月 取締役(監査等委員)就任(現任) | 9,200株<br>(3,000株)                     |

監査等委員である取締役の候補者とする理由

清水信行氏は、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、監査室長、監査役を務めるなど、監査業務での豊富な経験を有しております。また、2015年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2          | 中川幸三<br>(1951年3月5日生)<br>再任 | 1980年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認<br>会計士共同事務所（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>1985年 2 月 公認会計士登録<br>2011年 9 月 有限責任監査法人トーマツ退所<br>2011年10月 中川幸三公認会計士事務所開設（現任）<br>2011年12月 税理士登録<br>2011年12月 中川幸三税理士事務所開設（現任）<br>2012年 6 月 当社監査役就任<br>2012年 6 月 株式会社プロネクス監査役就任（現任）<br>2013年 6 月 株式会社ニッキ監査役就任<br>2015年 6 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） | 2,950株<br>(1,050株)                     |

監査等委員である社外取締役の候補者とする理由

中川幸三氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有しております。また、2012年から当社の監査役を務め、2015年6月からは当社の監査等委員である取締役として当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の企業価値向上に貢献し、社外取締役として業務執行に対する監督、適切な助言等の役割を果たしていただいております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3          | 柴 本 淑 子<br>(1952年 5月17日生)<br>再任 | 1975年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社<br>生活情報誌「ショッピング」副編集長<br>1991年10月 香港ポスト（日本語新聞）入社<br>家庭欄編集長<br>1996年 7 月 株式会社風讃社入社<br>「たまごクラブ」「ひよこクラブ」<br>(ベネッセコーポレーション) 編集長<br>2004年 2 月 有限会社バイタル・ネットワーク設立<br>2005年 8 月 株式会社角川SSコミュニケーションズ入社<br>「毎日が発見」編集長<br>2007年 4 月 上智大学文学部新聞学科非常勤講師<br>雑誌論担当<br>2011年 1 月 有限会社バイタル・ネットワーク<br>代表取締役就任（現任）<br>2012年 9 月 東洋大学理工学部非常勤講師<br>日本語リテラシー担当（現任）<br>2019年 6 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） | 612株<br>(612株)                         |

監査等委員である社外取締役の候補者とする理由

柴本淑子氏は、社外取締役として企業経営に関与したことはありませんが、育児からシニア向けまで幅広い年齢層の情報誌等の編集長を歴任し、学識経験者としての高い見識と生活者目線による豊富で幅広い経験を有しております。2019年から当社の監査等委員である取締役として当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督、適切な助言等の役割を果たしていただいております。このような実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、当社経営の透明性確保とガバナンス機能を高めるための職務を適切に遂行いただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                    | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 4          | あずま し 穂<br>東 志 穂<br>(1975年4月22日生)<br><b>新任</b> | 2006年10月 弁護士登録、第一芙蓉法律事務所入所<br>2014年10月 第一芙蓉法律事務所パートナー（現任）<br>2019年6月 神田通信機株式会社<br>社外監査役就任（現任）<br>2020年4月 第一東京弁護士会監事就任 | 0株                                     |

監査等委員である社外取締役の候補者とする理由

東 志穂氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しております。同氏は、経営陣から高い独立性を有しており、また、他社の社外監査役を務めていること等の見識を当社経営の監督に活用していただくとともに、当社の経営判断の場において適切な助言及び提言が期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水信行氏の当社での監査等委員である取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって中川幸三氏は6年、柴本淑子氏は2年であります。
3. 中川幸三、柴本淑子及び東 志穂の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、清水信行、中川幸三及び柴本淑子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、東 志穂氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、中川幸三及び柴本淑子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、東 志穂氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合独立役員となる予定です。
7. 当社は、中川幸三及び柴本淑子の各氏との間で、買収防衛策に係る独立委員委任契約を締結しております。また、東 志穂氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、独立委員委任契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年4月23日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を頂きました。

今般、当社は、本プランの有効期間が本総会の終結の時をもって満了となることを受け、2021年5月21日付「当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」で公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

本議案は、当社現行定款第41条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続につきましては、当社を取巻く社会情勢及び経営環境の変化並びに買収防衛策に関する各種議論の動向等も踏まえたうえで、継続を決定したものであります。なお、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止し、そのために、株主の皆様が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と十分に検討する時間を確保していただくべく、導入されたものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を奪ったりするものではありません。

本プランの継続につきましては、上記取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（社外取締役3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

本プランの具体的内容につきましては、別紙（42頁～62頁）をご参照下さい。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

以 上

## 第1 本プラン継続に関する当社の基本的考え方

## 1 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としており、これに資する者が当社の財務及び事業の方針を決定する者として相応しいと考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模な買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。他方、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社はその買収提案を否定するものではなく、最終的に株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その意思に基づき、当該買収提案に応じて頂くべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様に適切にご判断頂くためには、株主の皆様に当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を構成する有形・無形の要素や経営資源を把握して頂いた上で、買収提案者の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に対する考え方及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施策、考え方等の情報を必要かつ十分に取得して頂き、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを必要かつ十分に対比・検討して頂くべきだと考えております。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対して買収提案の内容を十分に検討するために合理的に必要な時間及び情報を提供しない者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えています。

以下の2及び3では、株主の皆様に現経営陣の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に対する考え方と経営方針等をご理解頂くべく、本書の場を借りてこれを明らかにすることといたします。

## 2 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉

(1) 当社は1920年にコーヒーの焙煎・販売等を目的として横浜の地に創業した「木村商店」を起源とし、以来、コーヒーを究めるとの情熱の下に、コーヒーの輸入・製造・販売等に力を入れるだけでなく、よりおいしいコーヒー豆を追い求めてコーヒー農園の開発・経営をも手懸けるなど、長年にわたりコーヒー関連事業に携わってまいりました。キーコーヒーの歴史は日本のコーヒーの歴史そのものと言っても過言ではないと自負しております。また、当社は、1997年に東京証券取引所市場第一部に上場し、社会的責任を全うすることが強く求められるようになりましたことから、コーヒーを究めるという創業以来の企業理念に加え、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」という経営方針を打ち出し、CSR活動にも取り組みつつ、「一杯のコーヒーを深めることで人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒーの探求者」を目指すことといたしました。

(2) このような歴史を経て、現在では、ご家庭から職場に至るまで、あらゆるコーヒーの飲用シーンで「キーコーヒー」が認知されております。このようなキーコーヒーのブランド力が、現在の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であります。このブランド力は、当社に対し安定的な収益をもたらすだけでなく、積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で社会的責任を果たすべく行動する規律、すなわち当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標であり、当社の価値を生み出す源そのものであります。

### 3 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、「キーコーヒー」のブランド力を当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉として、より一層の企業価値の確保・向上を目指すべく、以下のような取り組みを行ってまいりました。

#### (1) コーヒーへのこだわり

コーヒーはいうまでもなくコーヒー豆を原料としており、高品質のコーヒー豆はコーヒーのおいしさを生み出すための第一歩であります。当社は創業当時よりこのことを深く認識していたため、海外のコーヒー豆栽培農家と緊密な信頼関係を築き、より品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できるよう努力するとともに、当社自身も戦前よりコーヒー農園を直接開拓することに取り組み、理想とするコーヒー豆を追求してまいりました。

特に、農園作りから取り組み、1978年に幻のコーヒーとして復活させたトアルコトラジャは、当社のコーヒーに対する飽くなき情熱が生み出した、世界でもトップクラスの品質を誇るコーヒー豆であり、そこから醸し出される豊かなアロマとまろやかな酸味、そしてしっかりとしたコクは、多くのコーヒーファンを唸らせています。その優れた品質はロングセラー商品である当社スペシャルブレンドとともに、食品のミシュランガイドとも称されモンドセレクションと並びヨーロッパ二大品評会である International Taste Institute（国際味覚審査機構）の品評会で優秀味覚賞を受賞いたしました。

また、2017年には、コーヒーチェリーの収穫直後コーヒー豆をとりだす前の状態で氷温熟成を行なうて香味のもととなる成分量を増加させる新技術「KEY Post-Harvest Processing」を開発し、2018年には、発売40周年を迎えたトアルコトラジャの存在価値にさらに磨きをかける新商品「トアルコトラジャ KEY Post-Harvest Processing」を数量限定で発売いたしました。

#### (2) 生産設備の整備

コーヒー豆がどれほど素晴らしいものであっても、それを製品化する生産設備が不十分なものであれば、コーヒーの品質は損なわれてしまいます。そこで、当社は2001年から衛生管理機能に重点を置いた形で全国4箇所の当社工場のリノベーションに取り組み、将来を見据えた最新鋭の食品工場とするための設備の整備・改善及び生産能力の向上を図りました。

このリノベーションは2007年5月に完了し、現在では全ての工場で、高度の衛生管理の下、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行い、さらに鮮度を保って皆様の手にお届けできる生産及び物流体制が構築されております。なお、この4工場は2012年に認証機関「GFSI」より、これまでの食品安全マネジメントシステム国際規格「ISO22000」と食品製造業向け食品安全プログラム「PAS220:2008」を組み合わせたグローバルな食品安全認証システムである「FSSC22000」の認証を受けました。

#### (3) 市場の開拓

コーヒーを生業とする当社にとって、上述した高品質のコーヒー豆とそのおいしさを生み出す生産設備はともに欠くことの出来ない存在です。しかし、同時にお客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高い営業活動を展開することによって、お客様の期待に応え、信頼をさらに強めていくことも、キーコーヒーブランド力の更なる向上にとって必要不可欠のものと考えております。

当社は、この観点から、例えば、業務用市場に向けては、お得意先の繁栄を目指したきめ細やかな企画提案型の営業活動を地域、業態、店舗に応じて展開し続けてまいりました。2019年から開始したドリンクサーバーによるコーヒー・紅茶を中心としたドリンクサービス方式は、手軽で安価なシステムとして従来とは異なる販売先にも広がっております。

家庭用市場に向けては、生活者の視点に立った製品や食の安全・安心にこだわった製品など、明確なコンセプトを持った差別性のある新製品を積極的に開発、販売してまいりました。また、直営ショップでは、「CLAVIS CAFE」、「COFFEE BEANS Clé de YOKOHAMA」など、よ



り多様化するニーズに応えるべく新しいスタイルを展開しております。さらに、インターネット上の特設サイト“おうちカフェK E Y”によるご自宅で気軽に味わえるおいしいコーヒーの提案を行っております。

その他にも、オフィスコーヒーサービス・自動販売機向け製品群の充実や本格的なコーヒーをより身近に楽しんでも頂くためのキーズカフェ、キーズカフェ E X の店舗展開などコーヒー市場の裾野拡大へ向けた取り組みを行い、さらにはイタリアントマトでの新しいスタイルの店舗開発、銀座ルノアール、アマンドなど周辺の関連食品事業や飲食事業への展開、イタリア・イリーカフェ社のエスプレッソコーヒーの販売、インターネット通販市場でのコーヒー販売の有力企業であるhonu加藤珈琲店株式会社の子会社化、2017年3月から開始した紅茶の世界的なブランドである「リプトン」製品の国内家庭用市場での販売総代理店としての活動等を行なっておりましました。

#### (4) 研究開発

上記のような事業活動は、市場のニーズを的確に把握し、それを取り入れた製品の開発が可能となって初めて奏効するものといえます。そのため、当社は1985年にコーヒーの基礎研究とともに、新商品の開発、新技術の発明を目指して研究所を設立し、2006年には開発志向をより明確にするために開発研究所に改称し、より営業活動に密接に関連した形での研究開発を行っておりましました。その活動は氷温技術を深化させて際立つ甘い香りとまろやかな味わいを実現した氷温熟成珈琲等の成果となって結実しています。

#### (5) C S R 活動

ブランド力の向上は同時に社会に対する責任を強く担わせるものであり、当社はこの社会的責任を全うすべく種々の取り組みを行っておりましました。例えば、生産地の社会福祉に貢献し、環境にもやさしいレインフォレスト・アライアンス認証農園産コーヒーを100%使用した製品が挙げられ、また、当社が地域社会の人々とともに発展することを目指して1973年から行ってきたインドネシア・スラウェシ島でのトラジャ事業はC S R 活動そのものであり、当社直営のパダマラン農園は、今では「レインフォレスト・アライアンス」の認証を取得するという国際的にも競争力があるコーヒー農園となっております。また、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めています。その表れとして、2014年、パダマラン農園のある南スラウェシ州より、環境・雇用・納税等の面で優秀な業績をあげた企業として表彰されました。さらに、当社は2016年4月から、未来に向けたコーヒー産業の発展を支援する世界的な非営利の研究機関「WorldCoffee Research」(本拠地：米国 テキサス州)の日本初のゴールドメンバーとして、同団体が取り組む気候変動に適応するコーヒー品種を発掘する「国際品種栽培試験」を行っております。

また、当社4工場では省資源化とリサイクルに向けた活動を行い、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル率は農林水産省が定める食品製造業の目標値95%を超える99%以上となっております。

さらに、創業100周年に当る昨年8月にキーコーヒーグループ基金を設立し、グループ企業全体の役員、従業員やチャリティ活動での募金などを通じてコーヒー生産国の社会福祉、自然環境保全、日本国内を含めた災害救済援助を行っております。今後は支援を目的とした商品の展開等を行って売上の一部を役立てる予定です。

#### (6) コーポレートガバナンスの強化

当社は、2013年4月1日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。当社の取締役会は、月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、また、経営環境の変化にすばやく対応するため、原則として週1回、経営陣である取締役、経営幹部である執行役員等で構成する業務執行会議を開催し、各部門の業務執行に関する状況報告とこれに基づく具体的な対応策を決定しております。さらに当社は、2015年に監査等委員会設置会社へ移行し、これによりそれまでの監査役会制度にも増して当社グループ企業全

体も含めた内部統制の更なる向上を図り、当社経営の健全性と効率性の強化に努めております。

#### 4 総括

当社は、「コーヒーを究める」、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」との企業理念、経営方針の下、品質の高いコーヒーをお客様にご提供し、さらに当社に課された社会的責任も全うすることで、1920年の創業以来、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であるキーコーヒーブランドの確保・向上を図ってまいりました。このブランド力は、お客様の当社に対する長年の信頼と期待を基礎とするものであり、従って、これを十分理解しない買収提案者は、お客様の当社に対する信頼・期待を消失させ、結果的に当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損することになりかねないことから、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。

また、当社の株主数は本定時株主総会に係る基準日時点（2021年3月末）において41,383名となっており、この多くの株主の皆様に対し買収提案の諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者や当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・評価するのに必要かつ十分な時間を与えない者もまた買収提案者としては不適切であると考えております。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なう買収提案から当社を守り、株主の皆様が買収提案に関する必要かつ十分な情報と検討のための時間を確保した上で適切なご判断をして頂くために、必要不可欠であると判断して導入し、2008年6月開催の定時株主総会でご承認頂いたものであり、現在においてもその必要性に変わりはないと判断したことから、本定時株主総会においてその継続について株主の皆様のご承認が得られることを条件に、取締役会で継続を決定した次第です。

なお、当社は、本日現在、買収提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

## 第2 本プランの内容

### 1 本プランの目的

本プランは、上記のとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なう買収提案から当社を守り、株主の皆様が買収提案に関する必要かつ十分な情報と検討のための時間を確保した上で適切にご判断して頂くことを目的としております。

### 2 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの手続に関するフロー図を別紙1に示しておりますので、併せてご参照ください。

#### (1) 大規模買付行為者に対して要求する手続の設定

本プランは、3（1）ア（ア）記載の①乃至③の行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）に対して必要かつ十分な情報提供を要求し、また、大規模買付行為者との交渉の機会を確保する等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めており、大規模買付行為者は、この手続に従って取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされるまでの間、当社株式の大規模な買付行為を実施してはならないものとしております。

#### (2) 独立委員会の設置

本プランでは、取締役会の恣意的判断を排除するため独立委員会規則を定め、当該規則に従い、独立性の高い社外役員等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限尊重することとしております。独立委員会規則の概要については、別紙2をご参照ください。また、委員の氏名及び略歴については、別紙3をご参照ください。



### (3) 株主意思の尊重

本プランにおいては、適時適切に株主の皆様に必要な情報をご提供することによって、当社株式の大規模な買付行為に対して、株主の皆様がより適切に形成され、十分に尊重されるように配慮しております。また、単に必要なかつ十分な情報を株主の皆様にご提供するだけに留まらず、独立委員会は、取締役会に対し、買収提案について株主総会に付議するよう勧告することもできるようにしているなど、大規模買付行為に対する株主の皆様の意思がより尊重されるように配慮しております。さらに、原則として2年毎に株主の皆様には本プランの採否についてご判断頂く機会を設けるとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様が意思で、本プランの採用を取りやめることができる場合があることを定めております。

### (4) 新株予約権の無償割当てによる防衛

買収提案者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大規模買付行為を行う場合又は当該行為が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収提案者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収提案者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主の皆様に対して、無償割当ての方法により割当てます（以下、このようにして割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

## 3 本プランの詳細

### (1) 本プラン発動に係る手続

ア 対象となる当社の株券等の買付行為（大規模買付行為）

(ア)本プランは、下記の①から③までに定める行為（ただし、取締役会が予め同意をした行為を除きます。）を対象としております。

### 記

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>8</sup>に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が、20%以上となるような場合に限る。）

以上

(イ)なお、取締役会は、大規模買付行為者が存在するという事実について、株主の皆様に適時適切に開示いたします。

### イ 大規模買付行為者の義務

大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続に従って当社株式を買付けようとする場合には、取締役会又は株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間は、これを実施してはならないものとします。

### ウ 大規模買付行為者に対する情報提供の要求

- (ア)大規模買付行為者は、事前に、取締役会に対し本プランに従う旨の宣誓文言等を記載した「買付意向表明書」を提出して頂きます。この買付意向表明書には、大規模買付行為者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を日本語で明示して頂きます。
- (イ)取締役会は買付意向表明書の提出を受けた後、直ちにこれを独立委員会に提供し、独立委員会はこの買付意向表明書の提供を受けてから10営業日以内に大規模買付行為者に対して提供すべき情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した「必要情報要求書」を取締役会を通じて交付します。
- 必要情報の内容は、当該大規模買付行為者に関する具体的事情によって異なりますが、通常は下記の情報の提供を求めることになります。

#### 記

- ① 大規模買付行為者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、株主等出資者の構成（株主名簿等出資者の構成が分かる資料があれば、それを提出することとする。）財務内容、当該大規模買付行為者による大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）。
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性等を含む。）。
- ③ 大規模買付行為者の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）及びその算定根拠等を含む。）。
- ④ 大規模買付行為者による当社の株券等の過去の取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに大規模買付行為者による当社の株券等の過去の譲渡時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等。
- ⑤ 当社の株券等に関して大規模買付行為者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- ⑥ 大規模買付行為の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。
- ⑦ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。
- ⑧ 大規模買付行為後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
- ⑨ 大規模買付行為後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針。
- ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策。
- ⑪ 当社の株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び大規模買付行為者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社の株券等を譲り受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループの株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者への対応方針並びに具体的施策。
- ⑫ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。
- ⑬ 大規模買付行為後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
- ⑭ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報。

以 上

- (ウ) 大規模買付行為者には、必要情報要求書に応じて、それに対する回答が日本語で記載された書面（以下「必要情報回答書」といいます。）を、取締役会に提出して頂きます。
- (エ) 取締役会は、大規模買付行為者から提出された必要情報回答書を直ちに独立委員会に提供します。独立委員会は、買付意向表明書や必要情報回答書に記載された内容が不十分であり、追加的な必要情報の提供を求めるべきであると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付行為者に対し取締役会を通じて、追加が必要と判断された必要情報が日本語で記載された書面（以下「追加回答書」といいます。）を取締役会に対して提供するように求めることができます。なお、独立委員会が追加回答書においても必要情報が十分に提供されていないと判断する場合には、上記の追加回答書の要求手続に従って、大規模買付行為者に対しさらに追加回答書の提出を求めることができます。
- (オ) 買付意向表明書及び必要情報回答書並びに提出を要求した場合には追加回答書（以下、これらの書面によって得られる情報を総称して「大規模買付情報」といいます。）の提出を受けたとき、独立委員会は当該大規模買付行為者に対し大規模買付情報の提供が完了したことを証する書面（以下「情報提供完了書面」といいます。）を取締役会を通じて交付し、当該書面の交付後に当該書面を交付した事実及びその交付日を開示いたします（以下、かかる開示がなされた日を「開示日」といいます。）。さらに、独立委員会は株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で大規模買付情報の全部又は一部を開示いたします。
- (カ) なお、独立委員会は大規模買付行為者が本プランに定める手続（上記第2・3(1)イに定める義務を含み、以下同様とします。）に反して当社の株券等の大規模買付行為を開始したと判断した場合には、引き続き大規模買付行為者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- エ 独立委員会の対応
- (ア) 独立委員会が取締役会を通じて情報提供完了書面を大規模買付行為者に提供した後、独立委員会は、開示日の翌日から起算して、当該大規模買付行為が対価を円貨のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付である場合には60日以内に、その他の大規模買付行為の場合には90日以内に（以下、これらの期間を「本検討期間」といいます。）、提供された大規模買付情報を当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から十分に評価・検討し、また、下記第2・3(1)エ(イ)に従い取締役会に同(イ)に定義される取締役会の意見等の提供を求めた場合には、これとの比較検討をも通じて当該大規模買付行為に対する独立委員会としての意見をとりまとめます。
- なお、独立委員会は、本検討期間の満了日を直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示いたします。
- (イ) この評価・検討の前提として、独立委員会は、本検討期間中、取締役会に対しても適宜回答期限（回答を求めた日の翌日から起算して30日とします。但し、独立委員会は、取締役会の求めに応じて必要性が認められる場合には当該回答期限を延長できるものとします。）を定めた上で、大規模買付行為者に対する取締役会の意見・検討結果等及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下、これらを総じて「取締役会の意見等」といいます。）を提供するよう、求めることができます。
- また、独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、取締役会に対して独立委員会に提供された取締役会の意見等についての問題点や改善点を指摘し、当該問題点や改善点に対する取締役会の意見・対応策の提示や代替案の提示を求めることができ、取締役会はこの独立委員会からの要求について可及的速やかに協議・検討した上、適切な対応をとらなければならないものとします（なお、これによって取締役会から提供された意見・対応策又は代替案についても「取締役会の意見等」に含まれることとします。）。

- (ウ) さらに、独立委員会は、本検討期間中必要と認める場合には、大規模買付行為者による当社株式の買付行為の内容を改善させるために、直接又は取締役会を通じて間接的に当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとし、大規模買付行為者はこの協議・交渉に応じなければならないものとし、
- (エ) 以上に加えて、独立委員会は、当社の費用で、当社からは独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。
- (オ) この検討期間中、取締役会は、独立委員会の意向に従い、独立委員会が大規模買付情報や取締役会の意見等のうち適切と判断する事項及びこれらを踏まえた上での独立委員会の意見等について、株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

オ 独立委員会による勧告

- (ア) 独立委員会は、本検討期間終了後遅滞なく、以下の各場合に従って取締役会に対し勧告を行います。

a. 本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告

独立委員会は、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が下記に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、取締役会に対して当該無償割当てを実施すべき旨勧告します。本新株予約権は別紙 4 記載の条件を有するものとし、また、本新株予約権の条件に関し取締役会の決議（後記第 2・3(1)カ(ア)a.参照）に委ねられている事項について、独立委員会は勧告するものとし、

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合であっても、取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断するときには、当該勧告に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨付言をすることができるものとし、

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合
- ② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
  - i 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為
  - iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ④ 取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合
- ⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類・時期・方法の適法性、実行の蓋然性、買収後の経



営方針又は事業計画、買収後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。) が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に鑑み不十分又は不適当な場合

- ⑦ 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合

- ⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以上

b. 本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告

- (a) 独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が上記第2・3(1)オ(ア)a.①から⑧までに定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨勧告します。

- (b) ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をする要件が充足されることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

c. 株主総会の決議に委ねるべきと判断した場合

独立委員会は、本検討期間終了後、大規模買付行為者の大規模買付行為が第2・3(1)オ(ア)a.②から⑧までに定める要件に該当するか否かが問題になる場合において、本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かの判断を株主総会の決議に委ねるのが相当と判断したときには、取締役会に対し、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨勧告します。この場合、独立委員会は、株主の皆様に対する多角的な情報提供の観点から、取締役会に対して、独立委員会の評価・検討結果に係る情報を当該株主総会の招集通知に記載又は添付することを求めることができます。

- (イ)他方で、独立委員会が本検討期間内に上記第2・3(1)オ(ア)a.からc.までのいずれかの勧告を行うことができなかった場合には、独立委員会は決議の上、当該大規模買付行為者の買付内容の検討、当該大規模買付行為者との協議・交渉、代替案の検討等又は取締役会の意見等の検討等に必要とされる合理的範囲内で、本検討期間を最長で30日間延長できるものとします（なお、この手続に従って延長された期間についても「本検討期間」に含むこととします。）。本検討期間を延長する場合、独立委員会はその期間及び理由について直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。なお、当該期間延長後、さらなる本検討期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。独立委員会は延長期間内に上記第2・3(1)オ(ア)a.からc.までのいずれかの勧告を行うよう最大限努めます。

カ 取締役会の決議・株主総会の開催

(ア)取締役会による決議

- a. 取締役会は、独立委員会から上記第2・3(1)オ(ア)a.又はb.の勧告を受けた後、独立委員会の当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を決議します。

- b. 取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行った場合には、当該決議その他の取締役会が適切と判断する事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

- c. なお、取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するとき

(上記第2・3(1)オ(ア)a.なお書記載の独立委員会の付言がある場合を含みます。)には、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を株主総会に付議することができません。

(イ)株主総会による決議

上記第2・3(1)オ(ア)c.の勧告に従って又は独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した場合において、取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断したために株主総会が開催され、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議がなされた場合には、取締役会は当該決議に従い本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。なお、取締役会は、当該株主総会決議その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

(2) 本新株予約権の概要

これについては、別紙4記載のとおりです。

(3) 取締役会による本新株予約権無償割当ての実施決議後の独立委員会の勧告等

ア 独立委員会は、上記第2・3(1)カ(ア)に従って取締役会が新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした後であっても、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は本新株予約権の無償割当てを中止する旨の新たな勧告を行うことができ、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間においてはすべての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

記

- ① 当該勧告後に大規模買付行為者が当社の株券等の大規模買付行為を撤回した場合など当該行為が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が、上記第2・3(1)オ(ア)a.①から⑧までに定める要件のいずれにも該当しないか又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

以上

イ 取締役会は、独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、また、独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、別紙4・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得します。取締役会は、本新株予約権の無償割当ての中止又はすべての本新株予約権の無償取得を行う場合には、その旨及びその他適切と判断する事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

(4) 本プランの有効期間・本プランの廃止等

ア 本プランの有効期間は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止します。

イ また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を本プランに反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

ウ 取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2021年5月21日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設又は改廃により上記各項に定める条項や用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項や用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 第3 本プランの株主の皆様への影響

1 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランが継続すること自体では本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはございません。

2 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、両者を併せて「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

(2) 仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記「3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が、希釈化されることになります。

(3) ただし、当社は、下記第3・3(3)に記載する手続により、非適格者（定義は別紙4参照）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式（議決権付株式とします。）を交付することがあります。当社がこの取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) なお、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議がなされた場合であっても、当社は、独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、また、独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、別紙4・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得します。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 本新株予約権の割当て

取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において



当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。非適格者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生する日までにこれらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし当社 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙 4・9.に従い、取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、当社は、法定の手続に従い取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社普通株式を受領することとなります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

(4) 上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、その他必要事項の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定された後、株主の皆様に対して情報を開示又は通知いたしますので当該内容をご確認ください。

## 第 4 本プランの合理性

本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を勘案したものになっております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（下記 1 参照）、適時適切に開示される情報に基づき、株主の皆様が意思が適切に反映される仕組みとなっております（下記 2 参照）。また、独立委員会を設置し、公正性・客観性のある判断を確保できる仕組みを整えた上で、その判断を重視することとともに（下記 3 (1)及び(2)参照）、取締役会により恣意的な本新株予約権の無償割当てが実施されることを防止するため、合理的な客観的要件を定めているだけでなく（下記 3 (3)参照）、取締役会決議によりいつでも本プランを廃止できる形になっております（下記 3 (4)参照）。さらに、本プランは、上記第 3 に記載のとおり、大規模買付行為者以外の株主の皆様には極力損害を与えないように設計されております。

### 1 目的

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止し、そのために、株主の皆様が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と時間を確

保した上で適切にご判断して頂くことを目的としております。

## 2 事前開示と株主意思の反映

本プランは、本年5月21日付取締役会決議において、本年6月22日に予定している当社定時株主総会で承認決議がなされることを条件として継続されることとしたものであり、本プランの継続について、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。また、本プランの有効期間を、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めていることから、約2年ごとに、本プランの継続の適否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことになっております。さらに、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、本プランは廃止されることとなっております。加えて、本プランを発動するに当たっては、一定の要件の下で、株主総会を開催し、その株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てが実施される旨も定められております。そして、以上のような株主の皆様の意思を反映する手続を規定する前提として、株主の皆様に対する情報開示を、適時適切に行っていく旨の定めが設けられております。

このように、本プランは、株主の皆様が本プランについて適切な情報に基づき適切にその意思を反映できるように設計されております。

## 3 必要性・相当性

### (1) 独立委員会の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動の適否等に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、現在のところ、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されております（委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。）。

当社株式に対して大規模な買付行為がなされる場合には、上記「第2・3(1)本プラン発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該大規模買付行為者から提供された必要情報や取締役会の意見等を基に、当該買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なうか否か等の判断を行った上、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は株主総会の決議に委ねるべき旨の勧告を行い、取締役会は、その勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの決議を行うか、あるいは株主総会を招集して当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議します。

このように、本プランは、独立委員会によって、取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を決定しないように厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様が開示されることとしており、本プランが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資する形で運用されるよう配慮されております。

### (2) 第三者専門家の意見の取得

上記第2・3(1)エ(エ)で記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができ、これによって、独立委員会による取締役会に対する勧告の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっております。

### (3) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第2・3(1)カ(ア)a.で記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、取締役会による本新株予約権の無償割当ては実施されないように設計されており、取締役会による恣意的な本新株予約権の無償割当てがなされないような仕組みが確保されて

おります。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第2・3(4)アで記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付行為者が、株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能な枠組みとなっております。

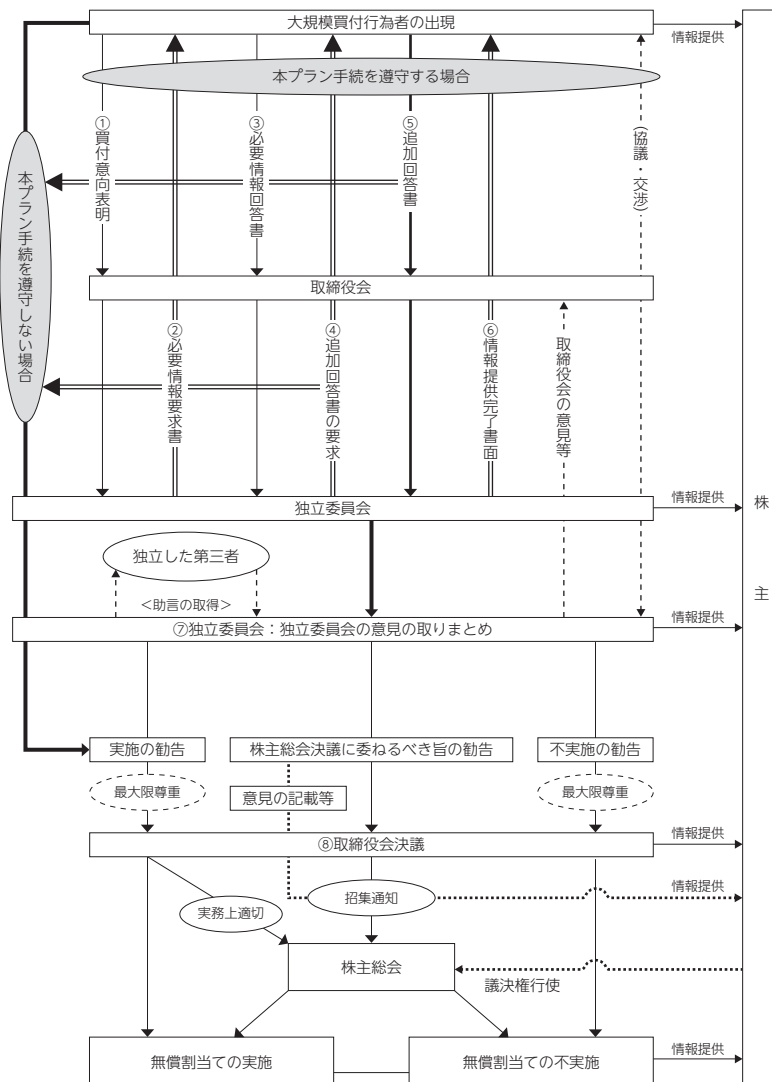
従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策のことをいいます。）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されていることから、取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありませんので、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

以上

(別紙 1)

本プランの手続に関するフロー図



(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

## 独立委員会規則の概要

1. (設置)  
独立委員会は、取締役会の決議により、設置される。
2. (構成員)  
独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外取締役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者でなければならないものとする。
3. (善管注意義務)  
(1) 独立委員会委員は、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとし、当該契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。  
(2) 独立委員会委員が前項の義務を怠ったときは、当社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
4. (責任限定契約)  
独立委員会委員は、当社との間で、前項第(2)号に基づく責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、締結することができる。
5. (任期)  
独立委員会の任期は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、本プラン又は取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も、同時に終了するものとする。
6. (決定事項)  
独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は本新株予約権無償割当てに係る株主総会の招集及び開催に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、かかる決定又は決議をするにあたっては、専ら当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。  
(1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施  
(2) 取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断する場合には、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言の実行(ただし、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合に限る)  
(3) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る株主総会の招集及び開催  
(4) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
7. (実施事項)  
上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。  
(1) 当社株式の当該大規模買付行為が、本プランの対象となるかどうかの判断  
(2) 必要情報の具体的内容の決定  
(3) 取締役会を通じての必要情報要求書の大規模買付行為者に対する交付  
(4) 取締役会を通じての大規模買付行為者に対する追加回答書の提出の要求並びに当該追加回答書において大規模買付行為者が提供すべき必要情報の内容及びその回答期限の決定

- (5) 取締役会を通じての情報提供完了書面の大規模買付行為者に対する交付
- (6) 株主に対する大規模買付情報の全部又は一部の適時の開示
- (7) 大規模買付情報の内容の評価・検討
- (8) 直接的又は取締役会を通じて間接的に行う大規模買付行為者との協議・交渉
- (9) 取締役会に対する当社株式の大規模な買付行為に係る取締役会の意見等の提供の要求
- (10) 取締役会の意見等についての問題点又は改善点の指摘及び当該問題点又は改善点に対する取締役会の意見又は対応策の提示又は代替案の提示の要求
- (11) 大規模買付情報と取締役会の意見等との比較検討
- (12) 独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言の取得
- (13) 大規模買付情報又は取締役会の意見等のうち適切と判断する事項、これらを踏まえた上での独立委員会の意見等の適時適切な開示・公表
- (14) 本件検討期間の延長の決定並びにその期間及びその理由の取締役会に対する報告及びその開示
- (15) 本プランの修正又は変更に係る承認
- (16) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (17) 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. （大規模買付行為者との協議・交渉）  
独立委員会は、必要があれば、直接的に又は取締役会を通じて間接的に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為者の当社の株券等の大規模買付行為の内容を改善させるために、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとする。
9. （取締役会に対する意見等の提供の要求及び改善点の指摘等）  
(1) 独立委員会は、必要があれば、取締役会に対して、適宜回答期限を定めた上で、取締役会の意見等の提供を求めることができるものとする。  
(2) 独立委員会は、必要があれば、取締役会に対して、独立委員会に提供された取締役会の意見等について問題点又は改善点を指摘し、当該問題点又は改善点に対する取締役会の意見又は対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとする。
10. （独立委員会への出席要求）  
独立委員会は、必要な情報収集を行うために、当社の取締役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し、独立委員会が求める事項について、説明を求めることができるものとする。
11. （第三者からの意見徴求）  
独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。
12. （独立委員会の招集）  
各独立委員会委員は、当社の株券等の大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとする。
13. （定数等）  
独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

1. 中川 幸三（なかがわ こうぞう）

【略歴】

1951年 3 月 5 日生まれ  
1980年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所  
（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
1985年 2 月 公認会計士登録  
2011年 9 月 有限責任監査法人トーマツ退所  
2011年10月 中川幸三公認会計士事務所開設（現任）  
2011年12月 税理士登録、中川幸三税理士事務所開設（現任）  
2012年 6 月 株式会社プロネクサス監査役就任（現任）  
2013年 6 月 株式会社ニッキ監査役就任

2. 柴本 淑子（しばもと よしこ）

【略歴】

1952年 5 月17日生まれ  
1975年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社  
生活情報誌「ショッピング」副編集長  
1991年10月 香港ポスト（日本語新聞）入社  
家庭欄編集長  
1996年 7 月 株式会社風讃社入社  
「たまごクラブ」「ひよこクラブ」（ベネッセコーポレーション）編集長  
2004年 2 月 有限会社バイタル・ネットワーク設立  
2005年 8 月 株式会社角川SSコミュニケーションズ入社 「毎日が発見」編集長  
2007年 4 月 上智大学文学部新聞学科非常勤講師（雑誌論担当）  
2011年 1 月 有限会社バイタル・ネットワーク 代表取締役就任（現任）  
2012年 9 月 東洋大学理工学部非常勤講師（日本語リテラシー担当）（現任）

3. 東 志穂（あずま しほ）

【略歴】

1975年 4 月22日生まれ  
2006年10月 弁護士登録、第一芙蓉法律事務所入所  
2014年10月 第一芙蓉法律事務所パートナー（現任）  
2019年 6 月 神田通信機株式会社社外監査役就任（現任）  
2020年 4 月 第一東京弁護士会監事就任

※中川 幸三氏、柴本 淑子氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、東 志穂氏は、本定時株主総会における社外取締役候補者です。中川 幸三氏及び柴本 淑子氏は東京証券取引所の独立役員として届け出ており、第3号議案において中川 幸三氏及び柴本 淑子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、東 志穂氏は東京証券取引所の独立役員として届け出ており、第3号議案において東 志穂氏の新任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上



(別紙 4)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として、1 株とします。

### 5. 本新株予約権行使の際に出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

### 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月から 3 ヶ月までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。

ただし、下記 9. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を行使期間の最終日とします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①から④までに該当するものから本新株予約権を取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①から⑤までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（以下、①から⑥までに該当するものを「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡  
本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。
9. 当社による本新株予約権の取得
- (1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると取締役会が認める場合には、取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
  - (2) 当社は、取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
  - (3) また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。
11. 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。
12. その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

以 上

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り、同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付行為者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- 9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付行為者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 10 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 11 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者その他本株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- 12 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（脚注4参照）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者その他本株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

※開催場所が昨年と異なります。

新型コロナウイルス感染症対策により、お席に限りがございます。

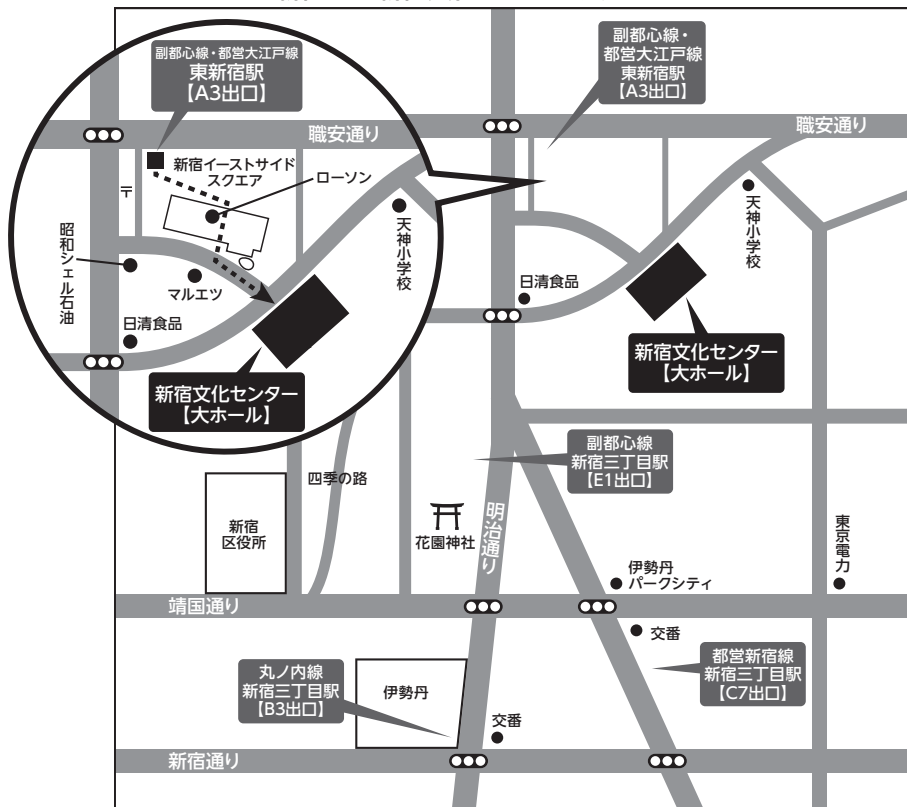
なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

※今後の状況により対応等を変更する場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご来場前に最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



## 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿6丁目14番1号  
新宿区立新宿文化センター 大ホール



- 交 通 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅 ……A3出口徒歩5分  
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅 ……………E1出口徒歩7分  
●都営新宿線「新宿三丁目」駅 ……………C7出口徒歩10分  
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅 ……………B3出口(伊勢丹前)徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、  
上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。